

利用料金表<一般入所・多床室（4人部屋）>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<1割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算				1日 (1割負担)	30日	
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	常勤医師配置加算			介護職員等処遇改善加算Ⅰ
	要介護1	589	36	6	22	25	95	773	¥23,190
	要介護2	659	36	6	22	25	105	853	¥25,590
	要介護3	732	36	6	22	25	115	936	¥28,080
	要介護4	802	36	6	22	25	125	1,016	¥30,480
	要介護5	871	36	6	22	25	135	1,095	¥32,850

+

食費・居住費	負担額段階	基準	食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	0	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	390	430	820	¥24,600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	650	430	1,080	¥32,400
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,360	430	1,790	¥53,700
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	915	2,360	¥70,800

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づき療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	100/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

*1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

一同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

*1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

*2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

*3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<一般入所・多床室（4人部屋）>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<2割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算				1日 (2割負担)	30日	
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	常勤医師配置加算			介護職員等処遇改善加算Ⅰ
	要介護1	589	36	6	22	25	95	1,546	¥46,380
	要介護2	659	36	6	22	25	105	1,706	¥51,180
	要介護3	732	36	6	22	25	115	1,872	¥56,160
	要介護4	802	36	6	22	25	125	2,032	¥60,960
	要介護5	871	36	6	22	25	135	2,190	¥65,700

+

食費・居住費	負担額段階	基準	食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	0	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	390	430	820	¥24,600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	650	430	1,080	¥32,400
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,360	430	1,790	¥53,700
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	915	2,360	¥70,800

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づき療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	100/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

*1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

一同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（44,400円）

*1. 高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

*2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

*3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<一般入所・多床室（4人部屋）>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<3割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算					1日 (3割負担)	30日
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	常勤医師配置加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	589	36	6	22	25	95	2,319	69,570
	要介護2	659	36	6	22	25	105	2,559	76,770
	要介護3	732	36	6	22	25	115	2,808	84,240
	要介護4	802	36	6	22	25	125	3,048	91,440
	要介護5	871	36	6	22	25	135	3,285	98,550

+

食費・居住費	負担額段階	基準	食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	0	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	390	430	820	24,600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	650	430	1,080	32,400
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,360	430	1,790	53,700
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	915	2,360	70,800

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づき療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	100/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

*1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

一同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

*1. 高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

*2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

*3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。